令和元年土佐清水市議会定例会６月会議会議録

第１６日（令和元年　６月２５日　火曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第１　議案第２２号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第１号）について」から議案第３０号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案９件

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第２　議員派遣の件

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第２

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数　１２人

現在員数　１２人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員　１２人

１番	谷口佳保君	２番	弘田　条君
３番	武政健三君	４番	山崎誠一君
５番	吉村政朗君	６番	作田喜秋君
７番	岡本　泳君	８番	甲藤　眞君
９番	細川博史君	１０番	前田　晃君
１１番	浅尾公厚君	１２番	永野裕夫君

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員

なし

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議会事務局長	窪内研介君	局長補佐	中嶋由美君
議事係長	前田利実君	庶務係主事	江口　舞君
主事	浅井千晶君		

～～～～・～～～～・～～～～

出席要求による出席者

市長	泥谷　光信　君	副市長	磯脇　堂三　君
会計管理者兼 会計課長	戎井　大城　君	税務課長兼 固定資産評価員	沖　比呂志　君
企画財政課長	横山　英幸　君	総務課長	中津　健一　君
危機管理課長	倉松　克臣　君	消防長	宮上　眞澄　君
消防次長兼 消防署長	味元　博文　君	健康推進課長	山下　育　君
福祉事務所長	吉永　敏之　君	市民課長	中津　恵子　君
まちづくり対策課長	中尾　吉宏　君	観光商工課長	二宮　眞弓　君
農林水産課長兼 農業委員会事務局長	和泉　政彦　君	水道課長	谷崎　清　君
じんけん課長	早川　聡　君	特別養護老人ホーム しおさい園長	岡田　旭生　君
収納推進課長	西原　貴樹　君	教育長	弘田　浩三　君
こども未来課長	伊藤　牧子　君	生涯学習課長	田村　五鈴　君
教育センター所長兼 少年補導センター所長	亀谷　幸則　君	選挙管理委員会 事務局長	井上　美樹　君
監査委員事務局長	文野　喜文　君		

～～～～・～～～～・～～～～

午前１０時００分　　開　　議

○議長（永野裕夫君）　皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和元年土佐清水市議会定例会６月会議第１６日目の会議を開きます。

日程第１、市長提出議案第２２号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第１号）について」から議案第３０号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案９件を一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長　弘田　条君。

（予算決算常任委員会委員長　弘田　条君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（弘田　条君）　おはようございます。令和元年土佐清水市議会

定例会６月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

１、議案第２２号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第１号）について」

（１）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（２）歳出中、６款１項３目観光振興費について、委員から竜串東側再整備事業についての説明を求めました。

執行部の説明によりますと、現在、桜浜を含めた海全体が水族館というコンセプトによる新足摺海洋館ＳＡＴＯＵＭＩの整備等、竜串再開発事業を進めており、この整備とあわせて観光客を東側へも周遊させるために、海のギャラリー前の市営駐車場を含めた整備を進めているとのことであります。

また、委員から以前に愛宕川への架橋の要望があったが、橋も含め、整備計画では遊歩道等の計画はあるのか説明を求めました。

説明によりますと、東エリアと西エリアの一体感というのが今一番の竜串の課題であり、遊歩道の整備についても国の交付金事業を導入し、整備をする予定になっている。また、愛宕川については、本年から２年をかけて県が整備し、東エリアと西エリアがつながる計画が進んでいるとのことであります。

さらに別の委員から、この事業は３年計画という大工事ということで、駐車場西側と近隣市道の整備ということだが、売店、トイレ改修等、どのような内容かとの質疑に対し、説明によりますと、今の売店を１カ所にまとめるという形と売店の奥側、ギャラリー側のほうが一段低くなっているがデッドスペースになっていて、そこを有効活用し、売店と広場を整備し、滞在時間を延長できる仕組みを周辺の事業者と検討チームを立ち上げ検討しているとのことであり、整備としては売店の整備及びトイレの様式化とＷｉ－Ｆｉ化を考えているとのことであります。

また、委員からこの事業の予算額や工事期間についての質疑があり、執行部から来年度については２期工事の設計業務で1,０００万円、２期工事については工事概要の設計の中で決定されるが、概算で１億円と考えているとの説明があり、了承いたしました。

同じく、歳出中、９款４項１目、社会教育総務費について、委員から旧中央公民館解体及び駐車場整備事業について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、旧中央公民館は昭和３９年に建設された耐震性が低い建物で老朽化により外壁の一部が崩壊し、他の箇所でもコンクリートに亀裂が確認され、危険な状況であるため、ロープを張って立入禁止としているとのことであります。

また、委員から解体後の駐車場整備について説明を求めました。

執行部によりますと、台数については２０台前後を想定し、出入り口については今のところ

図書館側と郵便局側の２カ所を予定している。郵便局側は一方通行であるが、建物の撤去により見通しもよくなり、利便性・安全性も向上するとの説明がありました。

さらに同委員から、中央公民館サークルが利用している陶芸教室の窯についての質疑に対し、執行部からサークル活動は現在休止しているが、耐火構造の建物で現在使用していない学校施設の建物２カ所を提案し、継続して活動できるよう協議を進めているとの説明がありました。

別の委員から、工事の財源についての質疑があり、過疎債を充当するとの説明がありました。

さらに別の委員から、工事費の内訳とアスベストを使った建物であれば、飛散防止対策なども含めてかなり費用がかかるのではないかとの質疑に対し、執行部から、工事費内訳については解体分が約2,０００万円、フェンス設置を含めた駐車場整備が５００万円、またアスベストについては、以前国の調査があり、当時の調査では旧中央公民館にはアスベストの使用が確認されていないとの説明があり、了承いたしました。

２、議案第２３号「令和元年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第１号）について」は、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会に付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君）　続きまして、総務文教常任委員会委員長　甲藤　眞君。

（総務文教常任委員会委員長　甲藤　眞君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（甲藤　眞君）　皆さんおはようございます。令和元年土佐清水市議会定例会６月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

１、議案第２９号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

委員から改正の背景と主な改正内容について説明を求めました。

執行部によりますと、不正競争防止法の一部を改正する法律が平成３０年５月３０日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成３１年２月２８日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の改正が必要となったとのことであります。

主な改正内容としては、

（１）避雷設備に関する事項

不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法が一部改正され、産業標準化法に変わり、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴い、引用法令の名称等、当該改正を反映するもの。

（２）住宅用防災機器（住宅用火災警報器）の設置の免除に関する事項（第２９条の５関

係）

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令により、住宅用防災機器（住宅用火災警報器等）を設置しないことができる場合として、「特定小規模施設用自動火災報知設備を、技術上の基準に従い設置した場合」が追加されたことに伴い、当該改正を反映するもの。

（３）その他

今回の改正にあわせて現行の法令用字及び用語に改正するものとのことであります。

委員から、条例中、第２９条の５第１号について説明を求めたところ、同条については各号に住宅用防災機器の設置が免除できる要件を定めたものであり、第１号についてはスプリンクラーを設置した場合は住宅用防災機器は不要であることを示したものであるとのことであり、了承いたしました。

２、議案第２５号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会に付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君）　続きまして、産業厚生常任委員会委員長　谷口佳保君。

（産業厚生常任委員会委員長　谷口佳保君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（谷口佳保君）　おはようございます。令和元年土佐清水市議会定例会６月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

１、議案第２６号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、令和元年１０月から消費税が増税されるに当たり、低所得者のさらなる負担軽減を図るため、消費税の増額分を財源に介護保険料の軽減措置が実施されることから、これまでは第１段階の方のみ軽減措置を行っていたが、第１段階から第３段階までの方に対し軽減措置を拡充するものである。具体的には第１段階が前年度２万6,１９０円から本年度２万1,８２５円に、第２段階が前年度４万3,６５０円から本年度３万6,３７５円に、第３段階が前年度４万3,６５０円から本年度４万2,１９５円に、それぞれ改正する内容とのことであります。

委員から軽減割合の根拠は何かとの質疑に対し、執行部から国から全国一律に示された軽減割合とのことであり、了承いたしました。

２、議案第２４号「土佐清水市森林環境整備促進基金条例の制定について」

議案第２７号「土佐清水市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第２８号「土佐清水市キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第３０号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」

以上４件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君）　以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席ください。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前１０時１６分　　休　　憩

午前１１時０１分　　再　　開

○議長（永野裕夫君）　休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第２２号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第１号）について」及び議案第

２３号「令和元年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第１号）について」の補正予算案２件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君）　起立全員であります。よって議案第２２号及び議案第２３号は原案のとおり可決されました。

次に議案第２４号「土佐清水市森林環境整備促進基金条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君）　起立全員であります。よって議案第２４号は原案のとおり可決されました。

次に議案第２５号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君）　起立全員であります。よって議案第２５号は原案のとおり可決されました。

次に議案第２６号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君）　起立全員であります。よって議案第２６号は原案のとおり可決されました。

次に議案第２７号「土佐清水市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君）　起立全員であります。よって議案第２７号は原案のとおり可決されました。

次に議案第２８号「土佐清水市キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君）　起立全員であります。よって議案第２８号は原案のとおり可決されました。

次に議案第２９号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君）　起立全員であります。よって議案第２９号は原案のとおり可決されました。

次に議案第３０号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君）　起立全員であります。よって議案第３０号は原案のとおり可決されました。

ただいま、市長から諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」が提出されました。

お諮りいたします。この際、諮問第１号を日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　御異議なしと認めます。よって諮問第１号を議題とすることに決しました。

諮問第１号を議題といたします。職員に議案を朗読いたさせます。

（議案朗読）

○議長（永野裕夫君）　議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長　泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君）　ただいま御提案いたしました諮問第１号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員として基本的人権を擁護するため、侵犯の防止及び適切なる措置並びに指導等に御尽力を賜っております、浜田勝良氏が令和元年９月３０日をもって任期満了となります。

浜田氏は、平成２８年１０月から同委員として献身的に活躍され、御尽力を賜ってまいりました。この間の御労苦と御努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、その後任として、門原和光氏を候補として推薦いたしたいと存じます。

門原氏は、土佐清水市立清水小学校ＰＴＡ会長や土佐清水市小中学校ＰＴＡ連絡協議会会長を歴任され、現在は土佐清水市社会教育委員会委員、土佐清水市立清水中学校ＰＴＡ会長及び幡多地区小中学校ＰＴＡ連合会理事に就任されております。その人柄と識見は人権擁護委員として最適任と考えておるところであります。

なお、人権擁護委員は議会の御意見を賜り、候補者として法務大臣に推薦することとなっておりますので、議会にお諮りするものであります。

どうか、御答申を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（永野裕夫君）　提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

諮問第１号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　質疑なしと認めます。

諮問第１号については会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　御異議なしと認めます。よって諮問第１号については委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君）　起立全員であります。よって諮問第１号は同意することに決しました。

ただいま、市議会議案第４号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。この際、市議会議案第４号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　御異議なしと認めます。よって市議会議案第４号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第４号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長　細川博史君。

（議会運営委員会委員長　細川博史君登壇）

○議会運営委員会委員長（細川博史君）　おはようございます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和４５年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしている、このような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に

対して総合的かつ積極的な支援を充実強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域がそこに住みつづける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。よって新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和元年６月２５日。

○議長（永野裕夫君）　提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　質疑なしと認めます。

市議会議案第４号については、委員会提出の議案であるため、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第４号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第４号について原案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君）　起立全員であります。よって市議会議案第４号は可決されました。

ただいま、市議会議案第５号「若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。この際、市議会議案第５号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　御異議なしと認めます。よって市議会議案第５号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第５号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

７番　岡本　詠君。

（７番　岡本　詠君登壇）

○７番（岡本　詠君）　市議会議案第５号「若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を求める意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします。

年金だけでは老後の生活に2,０００万円不足するとの金融庁の報告と、その報告書を担当大臣が受け取らなかったことが話題となり、年金制度への国民の不安が大きく広がっています。若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を進めるために本意見書を提案させていただきます。

それでは、意見書の案文を読み上げて提案にかえさせていただきます。

若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を求める意見書（案）

公的年金は高齢者世帯収入の７割を占め、約６割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、老後の生活保障の柱となっています。

現在、年金支給は隔月支給となっていますが、年金生活者にとって年金が毎月支給されることによって月ごとの計画的な生活設計がしやすくなります。年金は高齢期の所得保障となっていることから、雇用と年金の接続が制度的に確実に行われることが重要です。そうすると、年金支給開始年齢の引き上げは無年金や無収入となる期間が生じる可能性があるなどの懸念がされます。また、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、引き上げが行われる以降の世代にとっては、年金給付費の減少が生じることとなり、将来世代に影響が強く出ることが懸念されます。このことは高齢者だけの問題ではなく、若者の年金不信を増長し、ひいては年金制度への信頼が低下することにもつながります。特に若者からの信頼を得るためには、年金給付における世代間格差をこれ以上拡大させず、あわせて将来的に持続可能な年金制度に改善することが求められています。

さらに、年金はそのほとんどが消費に回るため、消費や税収等、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。つまり年金の増減は地域経済や地方財政にも大きな影響を与えます。

よって、国におかれましては若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を図るため、下記のことを強く要望いたします。

１、年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。

２、年金支給開始年齢をこれ以上は引き上げないこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君）　提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。市議会議案第５号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第５号については委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第５号「若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を求める意見書の提出について」、採決いたします。

市議会議案第５号について原案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君）　起立少数であります。よって市議会議案第５号は否決されました。

ただいま、市議会議案第６号「２０１９年１０月の消費税率１０％への引き上げを中止することを求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。この際、市議会議案第６号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　御異議なしと認めます。よって市議会議案第６号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第６号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

１０番　前田　晃君。

（１０番　前田　晃君登壇）

○１０番（前田　晃君）　市議会議案第６号「２０１９年１０月の消費税率１０％への引き上げを中止することを求める意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします。

１０月の消費税率１０％引き上げにかかわって、本市も含めてどの自治体でも引き上げを前提にした幼保無償化などの施策実施に向けた予算案や条例案が提出され、準備が進められています。

しかし、景気後退の厳しい経済情勢のもとで増税を強行していいのかという声は消費税に賛成をする皆さんの中からも上げられているところであります。本年の１０月の消費税率１０％引き上げの中止は本市の地域経済と市民の暮らしを守るための喫緊の課題であるとの認識から、本意見書を提案させていただきます。

それでは、意見書の案文を読み上げて提案にかえさせていただきます。

２０１９年１０月の消費税率１０％への引き上げを中止することを求める意見書（案）

２０１４年４月の消費税８％増税後、今もなお深刻な消費不況が続いています。政府は８％増税を実施した際、増税の影響は一時的、ワンショットと繰り返しましたが、現実はそうなっていません。例えば２人以上世帯の実質家計消費は、増税前の２０１３年には平均３６４万円でしたが、増税を契機に大きく落ち込み、５年たっても回復せず、２０１８年は平均３３９万円で２５万円のマイナスとなっています。消費税のこれ以上の引き上げは家計消費をさらに冷え込ませ、景気回復の足を引っ張ることになります。

また、中小零細企業が多く、県民所得が全国最低クラスの高知県にとって、消費税増税の影響はより深刻です。特に複数税率に伴うインボイス制度（適格請求書保存方式）の導入は中小業者に多大な打撃となります。年商が1,０００万円以下の免税業者は税額を証明するインボイスを発行することができないために取引から排除されるか、新たに課税業者になることを迫られることになります。当県の場合、９人以下の小規模零細事業所が全事業所の８割を占め、その多くが免税業者です。これらの業者が廃業に追い込まれれば、地域経済への壊滅的打撃となります。また、販売額1,０００万円以下の農家にも大きな影響が出ることも必至で、これらは産業振興推進計画の推進にとっても重大な足かせとなるものです。

直近のマスコミの世論調査では、６割が消費税の引き上げに反対しており、その理由の一番に低所得者への負担が重くなることが挙げられております。当市においてもわずかな年金で暮らしている高齢者、非正規・低賃金で働く労働者、仕事のない若者、不振が続く農林漁業、売り上げの伸びない商店など、市民の暮らしも地場産業や地域経済も、大変厳しい状況にあります。

このような当市の経済環境のもとでは、消費税の１０％増税は絶対に避けなければなりません。よって、以上の理由により、下記の事項を要請します。

１、２０１９年１０月の消費税１０％引き上げを中止すること。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君）　提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。市議会議案第６号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第６号については委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第６号「２０１９年１０月の消費税率１０％への引き上げを中止することを求める意見書の提出について」、採決いたします。

市議会議案第６号について原案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君）　起立少数でございます。よって市議会議案第６号は否決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました市議会議案については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第４３条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第２、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第１００条第１３項及び土佐清水市議会会議規則第１６７条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　御異議なしと認めます。よって議員派遣については、そのように決しました。

小休といたします。

午前１１時２９分　　休　　憩

午前１１時３０分　　再　　開

○議長（永野裕夫君）　休憩前に続いて、会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長　泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君）　どうもお疲れさまでした。閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

６月定例会議に提出いたしました議案につきましては、追加提案をした人事案件も含め、全て慎重に御審議いただき、適切なる御決定を賜り、まことにありがとうございました。心から感謝申し上げます。

本会議におきまして、議員各位からの御提言、御意見につきましては、これを真摯に受けとめ、今後の行政運営に生かしてまいります。

また、本会議では四国市議会議長会より永野裕夫議長が表彰されました。このことは、これまでの議員活動が高く評価されたあかしであり、衷心より敬意を表し、市民の皆さんとともにお喜びを申し上げます。これからもさらに市民福祉の向上と市政発展に向けて御尽力を賜りますようよろしくお願いいたします。おめでとうございました。

さて、所管の常任委員会で報告したところですが、去る６月１３日、特別養護老人ホームしおさいに勤務する介護職員が無免許運転で摘発されました。この職員については５月１１日、道路交通法違反、スピード違反で検挙された後の報告義務も怠り、講習を受けたばかりの免許停止中にもかかわらず、重ねて法を犯すという極めて悪質なケースであり、市民に率先して交通法規を遵守しなければならない立場にある公務員としての自覚を著しく欠く行為であるとともに、その職の信用を大きく失墜させたことはまことに遺憾であります。改めて市民の皆様方にはこの場より深くおわび申し上げます。

そのような中、昨日土佐清水市職員懲戒委員会から職員の処分について答申を受けましたが、この職員は過去においても２度の懲戒処分を受けており、情状酌量の余地はなく、過重処分とならざるを得ません。よって、懲戒委員会の答申どおり、停職１年の懲戒処分とし、あわせて

管理監督する所属長等も含めて厳重注意を行ったところでありますが、職員の不祥事をめぐる問題にはこれまでも繰り返し注意喚起を呼びかけてきただけに残念でなりません。このような不祥事を二度と起こさないよう、職員一同、緊張感を持って職務に向き合ってまいりますので、何とぞ御理解をお願いいたします。

最後になりますが、いよいよ夏のシーズンを迎え、あしずり祭りを初め、市内各地でさまざまなイベントが開催されます。議員各位におかれましては健康に十分留意され、さらに御指導・御協力を賜らんことをお願いを申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君）　これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。令和元年土佐清水市議会定例会６月会議を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前１１時３４分　　散　　会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

土佐清水市議会　議　　長

副 議 長

署名議員

署名議員